

安倍内閣総理大臣 殿

日本維新の会

代表 松井 一郎

共同代表 片山虎之助



平成 30 年 7 月豪雨による被害
対策についての緊急提言

平成 30 年 7 月 18 日

提言の趣旨

平成 30 年 6 月 28 日以降 7 月 9 日までの台風 7 号および梅雨前線の停滞の影響によって北海道、中部地方及び西日本各地を中心に広い範囲で発生した「平成 30 年 7 月豪雨」は、西日本各地において記録的な降水量となり、平成になって以降最悪の被害をもたらしました。特に降水量が多かった中国・四国地方などにおいては、土砂災害、河川の氾濫による家屋の浸水のほか、農作物等にも大きな被害をもたらしました。日々被害が拡大する状況にありますが、現在分かっている被害だけでも激甚災害に指定すべきであることは明白です。

国家として最も優先されるべき課題は、国民の生命と財産を守ることであり、国民が安全かつ安心して暮らせる災害に強い国土形成とともに先端的な技術を取り入れた防災体制を進めていくことが何よりも必要です。

近年、気象災害による被害が急増している状況を重く受け止め、私たち日本維新の会は、緊急提言をまとめました。本提言を真摯に受け止めていただき、政府による被災地域の復旧支援と被災者の皆様に対する支援、そして地域経済の回復に向けた早急、着実な対応をしていただくことを要望します。

提言の概要

1. 家屋全壊基準の見直しによる支援対象の拡大
2. 災害廃棄物の処理迅速化と処理費用の補助拡大
3. 実効性ある確実な避難対策
4. 自衛隊の前進待機
5. 水陸両用車の導入
6. 特別交付税配分の特別措置

1. 家屋全壊基準の見直しによる支援対象の拡大

今回の豪雨災害で、7000棟に上る床上浸水が生じています。しかし、現在の被災者生活再建支援法では浸水による家屋被害の多くは全・半壊に認定されず、支援が得られません。泥が流入し、家屋としての機能が失われていても支援が得られないことは、地域の生活再建にきわめて大きな支障となります。家屋の損害の基準を見直し、家屋内部が全壊している場合、および、床上浸水についても広く被災者生活再建支援法の対象とすることをお願いしたい。

2. 災害廃棄物の処理迅速化と処理費用の補助拡大

膨大な災害廃棄物の処理が予想され、市町村の廃棄物処理施設自体にも被害が発生しています。災害廃棄物の処理を促進することが、早期復旧のために必要と考えます。早急な処理のために国の補助を拡大するとともに、広域的な廃棄物処理の調整を国において実施されたい。

3. 実効性ある確実な避難対策

大雨・洪水が予想される場合の避難の進め方としては、大雨になってからの避難ではなく、避難しやすい前段階に避難する

ことが必要です。今回の豪雨の場合は、台風 7 号から豪雨まで長期間にわたったために総雨量が膨大となり、土砂災害につながりました。予想される災害の規模が一定条件を超えた場合には、住民を確実に避難させる必要があります。台風の多い沖縄においては、台風が来る前の安全な時に高齢者や体の不自由な方を安全な避難所に移すことによって、災害による被害を小さくしています。自治体の実効性ある確実な避難を実行できるような避難指示等の制度をより強制力のあるものとし、安全な避難を確立することをお願いしたい。

4. 自衛隊の前進待機

気象予想は、年々精度を高めています。また、災害対策のために地方自治体はハザードマップを作成しています。大雨特別警報の発令が予想される場合は、災害が予想される地域に自衛隊を前進待機させるなど早期に配備することにより、災害救助の実効性を高めていただきたい。

5. 水陸両用車等の導入

今回の豪雨災害により、自治体消防の機能強化の必要性を強く感じました。豪雨災害への対応として、充実した消防設備、機器を広域自治体に持たせることおよび自治体消防の機能強化

への支援をお願いしたい。特に豪雨災害時に、救助活動ができるよう水陸両用車両等の導入など豪雨災害に対応できる高度な消防資機材の全国的な整備をお願いしたい。

6. 特別交付税配分の特別措置

国庫補助事業の対象とならない道路へ流出した土砂や流木などの撤去処分、住居の孤立解消を図るための生活道路等の改修など、今般の災害に伴って財政需要や人件費が大幅に増加していることから、特別交付税配分について、特別の措置を講じていただきたい。